**特 　記　 事　 項（**建築物に係る新築工事等）

　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）第１３条第１項及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成１４年国土交通省令第１７号）第４条の規定に基づき、契約書において記載すべき事項の内容は、次のとおりとする。

１．分別解体等の方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工　程 | 作業内容 | 特定建設資材廃棄物の発生見込み |
| ①造成等 | 造成等の工事  □有　　□無 | □有　　□無 |
| ②基礎・ 基礎ぐい | 基礎・基礎ぐいの工事  □有　　□無 | □有　　□無 |
| ③上部構造部分・外装 | 上部構造部分・外装の工事  □有　　□無 | □有　　□無 |
| ④屋根 | 屋根の工事  □有　　□無 | □有　　□無 |
| ⑤建設設備・内装等 | 建築設備・内装等の工事  □有　　□無 | □有　　□無 |
| ⑥その他  （　　　　　　　　） | その他の工事  □有　　□無 | □有　　□無 |

（注）該当する項目の□にチェックマークを記入する。

２．解体工事に要する費用（直接工事費） 　　　　　　該当なし

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地（書き切きれない場合は別紙に記載）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所　　在　　地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

　　　　　　　　　　　　　（直接工事費） 　　 円（税抜き）